

令和7年度 重視する視点

京都市立池田東小学校

「生きる力」を育む取組

～自ら学び、考え、可能性を發揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～

(「学校教育の重点」より)

学習指導要領で育成を目指す『資質・能力の三つの柱』

学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか



「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を一体的に育む

何を理解しているか。
何ができるか。

知識及び技能

理解していること・できることをどう使うか

思考力・判断力・表現力

1 『確かな学力』の育成～学習機会と学力の保障

★校内研究を中心とした学力向上の取組 (OJT の推進)

- ① 「すべての児童の可能性を最大限に伸ばす」「誰一人取り残さない」教育の実践
- ② 学習活動の基本となる姿勢（学びの約束やルール）を確実に身につけ、意欲的・協働的に学ぶ集団づくり
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業設計
 - ・ ことば（言語）やふしき（科学）を大事にした探究的な学習を通して主体性と言語力を育て、学習内容の確実な習得を目指す。
 - ・ 意欲的に学ぶ集団づくり⇒学級経営と教材研究
 - ・ 自ら課題や疑問を設定し、調べ解決しようとする過程を大切にした探究学習の推進。（「なぜ疑問」の重視⇒「問い合わせ」へのエネルギー）
- ④ 家庭での自学自習の習慣化
 - ・ 授業と連動させながら、予習・復習や自ら課題を設定した自主学習等、毎日の家庭学習を積み重ねる⇒自主学習ノートの工夫、自主学習コンテストへの意欲づけ、学習計画の明確化（週予定への記入等）、

GIGA 端末の持ち帰りとドリルパークの効果的な活用

- ⑤ 小中一貫教育の推進と9年間を見通した指導の充実
小中合同研修、授業参観交流などを通して共通理解を図る。
- ⑥ 低・中・高学年をそれぞれ1つのユニットと捉え、複数の教員が連携してチーム担任制・教科担当制・交換授業等、工夫した指導や支援を行うユニット制を取り入れる。これにより、効率よく的確な児童の学習保障を行うと共に、担任制のみでは固定化される人間関係を広げ、複数教員で広く深く児童理解を図る。

〈言語活動の充実〉

国語科の研究を手がかりに、他教科・領域も含め学校全体で言語力を育成する。

- ① 相手に届く声ではっきりと話す力の育成
- ② 互いの立場や考えを尊重したり、内容を楽しんだりすることのできる対話力の醸成
- ③ 記録・要約・説明・論述・発表・討論等「言語活動」の設定
- ④ 学習課題に対する「まとめ」と効果的な「振り返り」の重視
- ⑤ 語彙能力の向上
- ⑥ 古典をはじめ、我が国の言語文化に触れ、感性や情緒を育む機会の設定
- ⑦ よりよい「聴き方」の習得と活用。「質問する力」の育成
- ⑧ 読書活動の推進
 - ・ 全校読書の一層の推進（読書ノートの活用と100冊読書。読書に関する指導の充実）。古典の日 伝統的な文化（百人一首など）に親しむ取組。読書週間の設定（図書委員会の楽しい取組・先生おすすめの本の紹介等）、読み聞かせの充実、学校図書館の環境整備（学校司書との連携）

〈LD等支援の必要な子どもを中核に据えた総合育成支援教育の充実〉

- ① 特別な支援の必要な児童の実態把握と共通理解にもとづいた指導
 - ・ 児童の特性を全教職員が正しく理解して、一人一人が認められる中で、規律ある生活の確立、学びの集団づくり、個や教科の特性に応じたきめ細やかな支援に基づく学力向上の取組を進める（個別の指導計画・個に応じた支援計画の活用）
 - ・ あおぞら学級 学級内での学習および交流学習の充実
共に成長しあえる仲間との関わり
- ② 一人ひとりの児童に最適な教育の追求と協働的な学習集団づくり
- ③ 健康面、安全面において特別な見守りや配慮が必要な児童をはじめ誰もが安心して過ごせる校内環境づくりを全校児童が進める。校舎内を走らない指導の徹底。

〈実践的英語力の育成〉

- ① 伝えたい、尋ねてみたい「内容」に目を向けた言語活動の充実
- ② デジタル教科書やタブレット活用の工夫
- ③ 授業の流れや場の設定、教材の工夫、パフォーマンス評価

〈KYOTO×教育 DX ビジョン（学校教育情報化推進計画）の推進〉

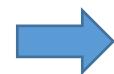
- ① 全ての子どもが学びの当事者として、デジタルならではの強みを理解し活用することで、自分らしい学びを実現するとともに、多様な他者と協働しながら、粘り強く挑戦を続ける姿をめざす。
- ② GIGA 端末をはじめとする ICT 機器の年度当初からの活用（GIGA 開き・日常的・積極的・効果的な活用、IPAD への更新）。個別最適な学びと共同的な学びの充実へ向け、授業の中で有効に活用する。教育実践の交流と教育効果を高める活用方法の研究。研修方法の工夫。
- ③ デジタルドリル「みらいシード」の活用。

2 『豊かな心』の育成

〈発達支持的生徒指導の推進と規範意識の育成〉

- ① 一人ひとりの児童の自己指導能力の育成（その時、その場で、どのような行動をとることが適切であるか、自分で判断して行動する力）。自分の意見や考えが安心して表現できる風土の醸成。

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安心・安全な風土の醸成



- ・支えあい高めあう集団作りの推進と絆づくり
- ・させる生徒指導から支える生徒指導へ

- ② いじめの防止 指導の徹底 保護者との連携と共有

- ・見逃しのない観察
- ・手遅れのない対応
- ・心の通った指導

- ③ 不登校児童に対する丁寧な対応 保護者との対話 思いの共有
様々な形での登校支援 オンラインを活用した学習
 - ・スクールカウンセラー、不登校相談支援センター等の専門職／機関との連携
- ④ 毅然とした対応 および 温かい寄り添いと承認
相手によって態度を変える児童の姿から、正しい自己判断ができる
誰（児童・教職員・保護者・地域の方等）に対しても丁寧で正しく誠実な態度がとれる児童の姿へ

〈豊かな感性・情操をはぐくむ教育の充実〉

- ① あいさつの励行、基本的な生活習慣の確立、児童会活動の充実等による望ましい人間関係の構築
- ② 地域の方の協力による「人・もの・こと」との豊かな関わり 学びの深化 感謝の心
- ③ すべての児童が障害についての理解と認識を深め、文化や宗教の違い等を含めた多様性を理解し、よりよい関係を築けるための学習や活動の充実
- ④ 醍醐地域の歴史と伝統、豊かな自然環境に目を向け大切にしようとする心の育成。伝統文化体験等を通して、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組の充実
- ⑤ 芸術の楽しさや美しさ、その良さを味わう活動の充実⇒音楽・演劇鑑賞、小さな巨匠展、地域交流作品展
- ⑥ 各学年の校外学習、および集団宿泊的行事（4年琵琶湖・5年山の家・6年広島方面）、外部人材による学習や体験を通して、豊かな情操を育む。

〈道徳教育の充実〉

- ① 「しなやかな道徳教育」の実践と推進
- ② 体験活動、各教科・領域との関連を図り、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習など多様な実践活動を生かす。

3 『健やかな体』の育成

〈体力・運動能力の向上〉

- ① 体育科の学習の充実や学校行事の工夫
 - ・体育学習の充実⇒教育課程に基づく計画的な学習指導
 - ・楽しく挑戦でき、達成感を味わえるような体育的行事の実施
- ② 遊びの推奨⇒情緒面や知的な発達につながる。
 - ・休み時間を活用し、児童が楽しみながら運動に触れる機会を積極的に設ける。
 - ・学級遊びなどを取り入れ、運動の苦手な児童も楽しく運動に親しめるようにする。
- ③ 運動系クラブ活動の充実、部活動の取組

〈保健教育の充実〉

- ① 朝の健康観察の実施。担任およびユニット担当による児童の状況把握と適切な対処。家庭への連絡。
- ② 生活点検週間の取組と家庭との連携強化
 - ・食事、運動、休養、睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付ける。
- ③ 飲酒・喫煙・薬物に関する指導の徹底
 - ⇒薬物乱用防止教室 非行防止教室 情報モラル教室
- ④ インフルエンザ等の感染症をはじめとする病気や怪我に対する正しい理解と予防
 - ・自ら判断してリスク回避の行動がとれるよう、差別や偏見をもつことのないよう、意識を高め実践的態度を育てる。

〈安全教育の充実〉

- ① 「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域についての計画的な指導
- ② 「危機管理マニュアル」の更新
 - ・絶えず災害等が起こった時をイメージして、的確に行動できる体制づくりを進める。
- ③ 避難訓練の充実 学校安全実地訓練の実施（教職員研修）
- ④ 安全指導の充実 安全ノートの活用
 - ・児童が自ら考え安全な行動がとれるよう、発達段階に応じて指導を工夫する。校舎内で走らない等の指導の徹底。

〈食に関する指導の推進〉

- ① 学校給食を「生きた教材」とし、食に関する指導を推進
- ② 食物アレルギーのある児童の安心安全の確保
 - ・正しい知識に基づいた適切な対応がとれるよう保護者との情報交換、校内組織、関係機関との連携を進める。
- ③ 心の充足につなげる給食時間の充実

4 地域ぐるみの教育の推進

- ① 学校運営協議会を核に、学校と家庭・地域が相互に高めあう双方向の信頼関係を構築し、地域ぐるみの教育の充実を図る。
- ② 開かれた学校
 - ・学校評価システムの実施と活用、各おたよりやホームページでの発信、授業参観、懇談会、行事の工夫
- ③ 学校と家庭・地域の方々（地域の先輩）との連携・協力
 - ・家庭訪問の実施 保護者との信頼関係と連携・協力のもとで児童を育成
 - ・授業（伝統文化学習）などへの支援
- ④ 創立42周年目を迎え、さらに深める絆づくり

5 働き方改革の推進と学校教育の充実

- ① 本市小中学校における目標設定と改革推進の工夫と努力
- ② 効果的、効率的な業務の工夫
- ③ 全教職員の共通理解と協力
 - ・勤務時間（17：00終了）を意識し、全教職員が退校後の生活を充実させる（子育てや介護、趣味等に充てる）ことができるよう、全教職員が工夫・協力する。また、地域・保護者の理解と協力を仰ぐ。
 - ・退校後の生活時間の充実⇒教育の充実につなげる。
 - ・生徒指導や保護者対応等がある場合は、適切に対応する。
- ④ 超過勤務時間の削減
 - ・過労死ライン（月80時間超）に達することのないよう、月45時間以内、できる限り削減を目指す。
 - ・電話対応時間の中学校ブロックでの共通設定

- ・定時退校日の設定
 - ・地域行事や部活動交流会等で休日に勤務した場合は、平日（児童の学習に影響のない範囲）に休養をとる等工夫し、健康維持に努力する。
- ⑤児童の力の向上につながる働き方改革に
- ・働き方改革により生み出された時間を教材研究や教職員のコミュニケーションなどに活用することにより、児童の力を高められるような働き方改革を進める。